

新潟県柏崎マリーナ保管施設専用使用仮申込書

年 月 日	
新潟県柏崎マリーナ 御中	
利用ルール・申し込み資格等了承の上、新潟県柏崎マリーナ保管施設の専用使用の仮申し込みをいたします。	
申請者	フリガナ氏名 (生年月日 . .) 歳
	住所 〒 - Tel - - 携帯 - - メールアドレス @
	勤務先 (自営含む) 名称 所在地 Tel - -
	申請種別 個人で申請 / 法人で申請
船について	船種 (モーターボート・ヨット・水上オートバイ・和船) メーカー名、型式等
	全長×全幅 (全長とは、船の先端～後端までの長さをいい、船検証上の長さとは異なります。) () m × () m
	船名
	現在の保管方法 (保管場所等具体的に) 又は購入希望艇種(大きさ、タイプ、馬力等)
	船の所有権等について 申請者名義 (個人又は法人) / 申請者以外の名義 / 共同名義
船舶検査済票の番号 第 一 号	操縦免許証番号 (1級・2級) 第 号 又は 年 月頃 級免許取得予定
損害保険加入有無	加入済み 未加入 (マリーナで加入希望) / 未加入 (他社で加入予定)
保管形態の希望	平面保管 / 海上係留保管
お申込みのきっかけ	・知人等の紹介 ・ホームページやSNSを見て ・YouTubeCMを見て ・雑誌広告を見て ・その他 ()

注. この書類のご提出によって、当施設の専用使用者 (会員) となることをお約束するものではありません。

専用使用をお断りする場合もございますので、予めご了承ください。

新潟県柏崎マリーナ仮受付要領

新潟県柏崎マリーナ

1. マリーナの保管申込の仮受付をする場合は、利用者心得熟読のうえ「新潟県柏崎マリーナ保管施設専用使用仮申込書」を提出していただきます。記載事項の全てを原則として記入してください。
2. 特に、艇長は正確に実測してください。 ここでいう艇長とは、船首から船尾まで（プロペラ等がとびだしている場合はそこまで）実測値です。船検証に記載されている数値ではありません。
3. 仮受付した後、使用許可になるようでしたら、こちらからご連絡いたします。受付順に入港できるとは限りませんので、ご了承願います。その後、マリーナにて面談させていただき、概要説明の後、正式手続きに入っていただきます。

* 申込資格

- (1) 新潟県柏崎マリーナ条例に規定する使用料等（指定管理者が定める料金）の納入が可能な方。
- (2) 申込に係る艇がモーターボート及び「船舶検査」を必要とするヨットの場合は、原則として、申込者が「船舶検査証書」及び「小型船舶操縦免許」を持っていること。（艇の購入予定者、小型船舶操縦免許を未取得の方は、艇の搬入時まで「船舶検査証書」及び「小型船舶操縦免許」を提出してください。） また、船台のない艇は許可いたしません。
- (3) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為その他違法行為を行う恐れがある者及びその組織若しくはその関係者であるときは、申込を受け付けません。その後発覚した場合は、申込及び使用許可を取り消しいたします。

* 申込および主な使用許可注意事項

- (1) 申込書に記載した艇の変更は認めません。また、水上バイクおよびジェットボートについてはマリーナの判断の上、専用利用許可するかどうか決定いたします。
- (2) 原則として、全艇種区分を通じて1法人、1個人で申込は1つしかできませんが、施設に余裕のある場合は、許可する場合があります。
- (3) 提出書類は返却しませんのでご了承ください。
- (4) 申込は必ず利用を希望される所有者本人（艇を共同所有する場合は、船舶検査証書等に記載されている者）名義で行ってください。申込後の名義変更は原則として認めません。ただし、法人、団体等については当該代表者の名義で申し込んでください。ただし、共同所有者名簿に記載されている者への変更は認めます。
- (5) 艇の搬入は、マリーナが指定する日までに行ってください。（正当な理由がなく艇を期限までに搬入しない方は使用資格を失います。）
- (6) 申込者が虚偽の申込等不正行為をした場合は、その申込を無効とします。
- (7) 許可行為の後の利用料等は、途中でやめられても一切お返しできません。
- (8) 上下架、給油、修理等の料金については、(株)柏崎マリン開発がご請求します。（マリーナ内で営業を許可されています。）
- (9) 専用利用料（保管料）については、許可月に指定管理者である柏崎マリン開発から請求書が発行されますので、期限までに支払ってください。 早期一括支払還元制度があります。
- (10) マリーナ内では、一切の営業行為はできません。
- (11) 許可されていない艇やその船台（トレーラーを含む。）を陸上から持ち込むことは禁止です。駐車場に、一時的に仮置きすることも禁止です。
- (12) マリーナは、指定管理者制度により運営されています。しかしながら、マリーナは公共施設ですので関係条例、規則、利用者心得等を遵守して、秩序ある利用をしていただきます。守れない方は利用許可を取り消されることがあります。